

印鑑登録申請・印鑑証明書交付申請に際してのご注意

①印鑑登録証（印鑑カード）の交付までには数日かかります

登録する人に照会文書を普通郵便（転送不要扱い）で送りますので、印鑑登録の申請から印鑑カード交付までに数日かかります。

印鑑登録の申請は、余裕をもってお早めにご手続きをしてください。

郵便局へ転送届（住民票の住所あての郵便物を別の場所に郵送するサービス）をしている人は、あらかじめ転送届の解除をお願いします。転送届の解除については、郵便局へお問い合わせください。

お急ぎの場合は、申請する際に速達用の切手300円分（現金の取扱いはできません。）をご用意いただければ、速達で照会文書を郵送します。



なお、登録する本人さまがご来庁のうえ、顔写真付き公的身分証明書（*）をお持ちであれば即日で印鑑登録証（印鑑カード）交付ができます。また保証人制度もございます。

（*）顔写真付き公的身分証明書・・・[例] 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障がい者手帳（顔写真付き）、特別永住者書、在留カードなど（その他詳しくはお尋ねください）

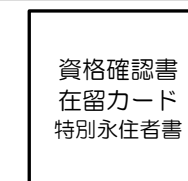
②印鑑証明書の交付申請には印鑑カードと本人確認書類をご提示ください

【印鑑カード】



+

【本人確認書類】



運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障がい者手帳、資格確認書など1点（※印鑑証明書交付申請の場合）

- 印鑑証明書発行には印鑑カードが必要です、お忘れになると発行できません。
（印鑑カードをお持ちであれば代理人でも印鑑証明書を請求できます。委任状は不要です。）
- コンビニ交付サービスもご利用いただけます。
マイナンバーカード及び暗証番号（利用者証明用電子証明書の数字4ケタ）が必要です。

